

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

ふくい原子力・地域産業共生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県

3 地域再生計画の区域

福井県の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画の背景

福井県嶺南地域（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）には、原子力発電所15基、火力発電所2基が立地し、県内で発電された電気の大部分は関西方面に送電され、関西地区で消費される電気の約6割は、本県の原子力発電所から供給されており、本県は全国有数の一大エネルギー供給地域となっている。

また、この地域には、原子力発電所以外に、加速器を利用して医療分野（がん治療）・工業分野（新素材開発）・農業分野（品種改良）の利用研究を行う（財）若狭湾エネルギー研究センター、原子力発電の安全性や信頼性向上のための研究を行う（株）原子力安全システム研究所、高速増殖炉に関する研究開発や教育研修を行う（独）日本原子力研究開発機構などの原子力関連の研究機関や研修機関が設置されている。

このように、原子力発電所の集中立地により、電源三法交付金、原子力発電所関連税収を活用した道路等の社会資本の整備が進み、また、原子力発電所および関連会社への雇用機会の増大が図られるなど、本県にとって原子力発電所は大きな貢献をしてきた。

一方、原子力発電所には中性子の利用技術、遠隔監視技術、放射線管理技術など幅広い先端的技術が集積しているにもかかわらず、地域産業との連携、技術移転が進んでおらず、また、原子力・エネルギーに関する研究施設や人材育成機関の集積に乏しいという大きな課題を抱えている。

原子力発電は、本県の重要な産業であり、今後は単に電力を供給することだけにとどまらず、様々な原子炉が集積しているという本県の特徴を最大限に活かして、原子力の持つ幅広い技術を移転、転用する研究開発を進め、地域産業の活性化につなげていくことが必要である。

また、平成16年8月に発生した関西電力（株）美浜発電所3号機の蒸気噴出事故を契機として、県民の「安全・安心の確保」が強く求められていることから、運転開始から長期間が経過している発電所の安全対策（高経年化対策）の充実や高度医療なども含めた原子力・エネルギーに関する研究開発拠点へと転換していくことが必要である。

さらに、今後、原子力利用の急激な拡大が見込まれる中国をはじめアジア諸国に

において、わが国に対する原子力技術面での国際貢献が期待されており、アジアはもとより世界から多くの優れた研究者や技術者が本県に集う仕組みづくりが必要となっている。

(2) これまでの取組み

福井県では、こうした背景も踏まえて長期的な視点に立ち、原子力が地域の発展に貢献することによって県民の信頼につながる様々な施策を展開し、本県を原子力を中心としたエネルギーの総合的な研究開発拠点地域とするため、次の事項を盛り込んだ「エネルギー研究開発拠点化計画」(以下「拠点化計画」という。)を平成17年3月に策定した。

「拠点化計画」

安全・安心の確保

- ・高経年化対策の強化と研究体制等の整備
- ・地域の安全医療システムの整備
- ・陽子線がん治療を中心としたがんの研究治療施設の整備

研究開発機能の強化

- ・高速増殖炉研究開発センターの国際的研究開発拠点化と地域産業の活性化
- ・原子炉廃止措置研究開発センター(仮称)を中核とした廃止措置技術の確立と新産業の創出
- ・若狭湾エネルギー研究センターの新たな役割
- ・関西・中京圏を含めた県内外の大学や研究機関との連携の促進

人材の育成・交流

- ・県内企業の技術者の技能向上に向けた技術研修の実施
- ・県内大学における原子力・エネルギー教育体制の強化
- ・小学校、中学校、高等学校における原子力・エネルギー教育の充実
- ・国際原子力情報・研修センターにおける研究・教育、産業分野の指導者、技術者の養成
- ・国等による海外研修生の受入れ促進
- ・国際会議等の誘致

産業の創出・育成

- ・産学官連携による技術移転体制の構築
- ・原子力発電所の資源を活用した新産業の創出
- ・企業誘致の推進

この拠点化計画を推進するため、平成17年7月に、総合的なコーディネートおよび県内企業の課題を一元的に解決するための「エネルギー研究開発拠点化推進組織」を(財)若狭湾エネルギー研究センター内に設置するとともに、平成17年11月には、拠点化計画を着実かつ迅速に実現していくため、産業界、事業者、大学・研究機関、国、県および市町等が参画する「エネルギー研究開発拠点化推進会議」を設置し、平成17年度から18年度にかけての具体的な施策を実行に移すためのプログラム等を盛り込んだ「エネルギー研究開発拠点化計画推進方針」を決定した。

エネルギー研究開発拠点化推進会議の構成：

福井県経済団体連合会、福井県環境・エネルギー懇話会、福井県鉄工業協同組合連合会、敦賀商工会議所、(社)関西経済連合会、関西原子力懇談会、日本原子力発電(株)、関西電力(株)、北陸電力(株)、(独)日本原子力研究開発機構、(財)若狭湾エネルギー研究センター、京都大学、福井大学、福井県立大学、福井工業大学、福井工業高等専門学校、文部科学省、経済産業省、福井県、敦賀市

(3) 地域再生計画の目標

本地域再生計画は、拠点化計画の大きな柱である「研究開発機能の強化」、「産業の創出・育成」の実現を図るため、原子力・エネルギー関連技術を活用した新たな研究開発を推進し、例えば放射線を利用した高機能繊維の製造などの新事業展開を促進することで地域産業の活性化につなげることを目指すものである。

具体的には、原子力・エネルギー関連技術は内容が多岐にわたり、多くの新事業を創出する可能性を秘めていることから、研究開発の各段階に応じて、国の支援措置と(財)若狭湾エネルギー研究センター等の支援措置を組み合わせることによって、研究開発を加速し、新産業の創出などを通じた地域産業の活性化につなげることを目指す。

その際、以下の指標を達成することにより、本地域再生計画の実現を図る。

海外の大学・研究機関との共同研究数

平成16年度実績	平成21年～25年度	平成26年度以降
6件	15件以上	30件以上

県内企業と国内の大学・研究機関等との共同研究数

平成16年度実績	平成21年～25年度	平成26年度以降
20件	25件以上	40件以上

原子力・エネルギー関連技術の特許出願件数

平成16年度実績	平成21年～25年度	平成26年度以降
8件	30件以上	50件以上

廃止措置技術開発に参画する県内企業数

平成16年度実績	平成21年～25年度	平成26年度以降
12社	20社以上	30社以上

注) 廃止措置：原子力発電所の解体・撤去を行うこと。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

原子力・エネルギー関連技術の地域産業への移転を促進するためには、企業間連携、産学官連携による技術開発、新分野進出などに取り組むことが必要である。さらに、福井県内にとどまらず、関西・中京圏の大学・研究機関との連携も必要である。

このため、(財)若狭湾エネルギー研究センター等が、平成17年度から「ふくい未来技術創造ネットワーク推進事業」を実施し、産学官のネットワークの形成を図り、共同研究や製品開発に向けた調査研究など新事業創出を目的とした取組みを行っている。

具体的には、「原子力・エネルギー関連技術活用研究会」を設置し、放射線利用による材料開発、生物資源を用いたエネルギー・材料開発および保守技術・廃止措置技術開発の分科会を設け、研究開発につながる可能性調査研究などを実施している。

この可能性調査研究の結果、実用化の可能性の高い研究テーマについては、地域新生コンソーシアム研究開発事業や地域新規産業創造技術開発費補助事業などの国の競争的研究資金を活用した大規模な研究開発プロジェクトへとつなげていく。

また、(財)若狭湾エネルギー研究センターでは、平成18年度から、原子力・エネルギー関連技術を活用した研究開発等に対する支援制度も創設したところである。

さらに、平成17年度に「原子力研究・教育広域連携懇談会」を設置し、関西・中京圏の大学・研究機関との連携を強化する方策を検討し、今後、連携に向けた具体的な取組みを行うこととしている。

なお、研究開発成果等をもとに、日本政策投資銀行や国民生活金融公庫の融資制度を活用し、事業化・企業化を促進する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

1. 地域新生コンソーシアム研究開発事業

1) 支援措置の番号および名称

番号：B1101

名称：地域新生コンソーシアム研究開発事業

2) 当該支援措置を受けようとする者

支援対象となる地域(福井県内)で、原子力・エネルギー関連技術を活用した製品開発を行うための産学官による地域新生コンソーシアム(管理法人:(財)若狭湾エネルギー研究センター等)

3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「原子力・エネルギー関連技術活用研究会」等において提案された研究開発テーマ等のうち、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の共同研究体制による実用化を目指した研究テーマについては、国の競争的研究資金である地域新生コンソーシアム研究開発事業を活用し、地域における新産業・新事業の創出を促進する。

2. 地域新規産業創造技術開発費補助事業

1) 支援措置の番号および名称

番号：B1102

名称：地域新規産業創造技術開発費補助事業

2) 当該支援措置を受けようとする者

支援対象となる地域(福井県内)で、原子力・エネルギー関連技術を活用して事業基盤の強化拡張や新規事業を興そうとする企業(繊維、機械、化学関係企業など)および新規創業を目指すベンチャー企業等

3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「原子力・エネルギー関連技術活用研究会」等において提案された研究開発テーマ等のうち、原子力・エネルギー関連技術を活用した中堅・中小企業による事

業展開や、ベンチャー企業の新規創業等のリスクの高い実用化開発研究については、国の競争的研究資金である地域新規産業創造技術開発費補助事業を活用し、地域における新産業・新事業の創出を促進する。

3. 地域の産学官連携による実用化技術開発

1) 支援措置の番号および名称

番号：B1201

名称：地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成

2) 当該支援措置を受けようとする者

支援対象となる地域（福井県内）で、原子力・エネルギー関連技術を活用した研究開発を行う大学等の研究機関の研究者、研究を目的とする公益法人または所属する研究者等

3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

原子力・エネルギー関連技術を活用して、地域の防災・減災、住宅・社会資本ストックの診断・解体・再生、自然環境などを活かした資源への転換等の地域のニーズ等に応じた研究開発を促進するため、建設技術研究開発助成制度を活用し、地域の大学等における建設分野の技術開発を通じて、新産業・新事業の創出を促進する。

4. 日本政策投資銀行の低利融資等

1) 支援措置の番号および名称

番号：C0701

名称：日本政策投資銀行の低利融資等

2) 当該支援措置を受けようとする者

支援対象となる地域（福井県内）で、原子力・エネルギー関連技術を活用して事業基盤の強化拡張や新規事業・新産業創出を図る企業（繊維、機械、化学関係企業など）

3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成17年度から実施している「ふくい未来技術創造ネットワーク推進事業」によって形成されたネットワーク等の活動等を通して開発された新製品や新技術、および産学官共同研究の成果等を活用して事業化・企業化を進めようとする県内外の企業や資金基盤の弱いベンチャー企業等に対して、日本政策投資銀行から金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合に、同行の融資を受けて本地域再生計画に基づく事業の展開を進める。

（合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業）

「地域経済振興」のうち

地域経済振興事業 等

「技術・経済活力創造」のうち

新技術開発等

先端技術・経済活性化 等

4) 支援措置が地域再生の目標に不可欠な理由

既存企業や新規ベンチャー企業が、原子力・エネルギー関連技術を活用して新製品・新技術を開発し、新規事業・新産業創出などを図るための資金需要や事業

リスクの低減などに対応するため、この支援措置は不可欠であると思われる。

- 5) 融資を受けようとする事業等の概要及び日本政策投資銀行の融資要件との関係
県内においては、「拠点化計画」の策定後、原子力・エネルギー関連技術を活用して技術移転を進めることにより、新たな事業展開を志向する企業が増加している。これらの企業の研究開発の成果を活かすべく、既存企業や新規ベンチャー企業による事業化、事業展開を促進するために本制度を活用していきたい。

5. 国民生活金融公庫の新創業融資

1) 支援措置の番号および名称

番号：C3001

名称：国民生活金融公庫の「新事業融資制度」の要件緩和

2) 当該支援措置を受けようとする者

支援対象となる地域（福井県内）で、原子力・エネルギー関連技術を活用して事業基盤の強化拡張や新規事業を興そうとする企業（繊維、機械、化学関係企業など）

3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成17年度から実施している「ふくい未来技術創造ネットワーク推進事業」によって形成されたネットワーク等の活動等を通して開発された新製品や新技術、および産学官共同研究の成果等を活用して事業化・企業化を進めようとする起業家等を支援するためには、起業家の最大の課題である資金調達を円滑化することが重要である。そのため、国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の支援措置（自己資金要件の緩和）を活用することは、起業家の選択肢を広げ、創業の促進を図る上で極めて効果的であるため、同公庫の融資を受けて本地域再生計画に基づく事業の展開を進める。

（融資条件の緩和）

自己資金要件を「2分の1以上」「3分の1以上」に緩和

（融資の要件）

次のア～ウのすべての要件に該当するもの

ア 新規開業の要件

新たに開業するものまたは開業して税務申告を2期終えていないもの

イ 雇用創出、経済活性化、勤務経験または習得技能の要件

次のいずれかに該当するもの

(ア)雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとするもの

(イ)技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとするもの

(ウ)現に雇用されている企業と同じ業種の事業を新たに営もうとするもので、次のいずれかに該当する方

a 現に雇用されている企業に継続して6年以上勤務しているもの

b 現に雇用されている企業と同一の業種に通算して6年以上勤務しているもの

ウ 自己資金要件

開業前または開業後で税務申告を終えていない場合は、開業資金の2分の1以上の自己資金を確認できるもの

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取組み

地域再生法による支援措置を活用するほか、本地域再生計画を達成するため、関係機関との連携も図りながら次の取組みを実施する。

1) ふくい未来技術創造ネットワーク推進事業

新事業創出の基盤となる産学官のネットワークを形成し、福井県が有する特色ある技術等を基にした最先端技術である「ふくい未来技術」の開発と実用化等により、多くの新事業創出を促進する。

原子力・エネルギー関連技術については、「原子力・エネルギー関連技術活用研究会」を設置し、放射線利用による材料開発、生物資源を用いたエネルギー・材料開発および保守技術・廃止措置技術開発の3つの分科会を設けて、研究開発につながる可能性調査研究などを実施している。

2) 原子力・エネルギー関連技術に関する研究開発やシーズ発掘調査への支援

(財)若狭湾エネルギー研究センターが実施する「嶺南地域新産業創出モデル事業補助金」および「嶺南企業新産業創出シーズ発掘調査補助金」によって、原子力・エネルギー関連技術を活用して、新技術・新商品の開発に向けた研究開発やシーズ発掘のための調査を行う嶺南地域の企業等を支援する。

3) 関西・中京圏の大学・研究機関との連携強化

県内および関西・中京圏の大学や研究機関が委員となる「原子力研究・教育広域連携懇談会」を設置し、県内の原子力関連施設の活用による共同研究の推進や共同利用施設のあり方などを検討し、県内における原子力・エネルギー研究の充実を図る。

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成27年3月まで

7 目標の達成に係る評価に関する事項

目標の達成状況について、毎年その達成率を調査し、「エネルギー研究開発拠点化推進会議」に報告し評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

本地域再生計画の推進に当たっては、拠点化計画を着実かつ迅速に実現していくため、「エネルギー研究開発拠点化推進会議」との連携を図る。